

VIII 保険年金課

保険年金課は、サラリーマンと事業主などの生活の安定を守るため、健康保険組合、全国健康保険協会支部、企業年金及び国民年金基金の監督、認可等の事務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健福祉事業を行う公法人です。

健康保険組合は、企業のサラリーマンで組織されますが、1企業により組織され700人以上の被保険者で構成される単一健康保険組合と、同業種の複数の企業により組織され3,000人以上の被保険者で構成される総合健康保険組合があり、法令の範囲で健康保険組合独自の健康保険事業を行うことができます。

東北厚生局では、東北管内6県に所在する健康保険組合の設立・解散・合併等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務等及び健康保険組合の適正な事業運営を確保するために実地指導監査を行っています。（参考資料6(1)参照）

(2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第29条、第205条
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第80号、第718条第3号

(3) 業務実績（平成23年度～平成27年度）

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約変更等認可等	791	710	737	679	734
実地指導監査	11	11	11	11	11

[指導監査における主な指示事項]

- ・ 組合会議員選挙執行規程に則って選挙を実施すること。
- ・ 「診療報酬明細書等の被保険者への開示に係る取扱要領」及び「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）開示、訂正、利用停止等に係る取扱要領」を整備すること。
- ・ 個人情報保護について組合会議員に対し必要な措置（教育訓練等）を行うこと。

2 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健福祉事業を行う公法人です。中小企業等のサラリーマン等で組織され、従来、国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成20年10月1日に全国健康

保険協会が設立され、全国 47 都道府県に全国健康保険協会支部が設置されました。

東北厚生局では、東北管内 6 県に所在する全国健康保険協会支部が行う滞納処分等の認可申請書の審査事務等及び適正な事業運営を確保するために全国健康保険協会支部に対する立入検査等を行っています。（参考資料 6（2）参照）

（2）根拠法令等

- ・ 健康保険法第 7 条の 38、同条の 39
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 77 号及び第 78 号、第 718 条第 1 号及び第 2 号

（3）業務実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
認可申請書等の認可	-	-	-	15	22
立入検査等	2	2	2	2	2

〔立入検査等における主な指示事項〕

- ・ 過去の見積合わせの結果により引き続き随意契約している事例が認められるため、契約事務処理規程に基づき、見積徴取し適正な契約を行うこと。
- ・ 高額療養費を請求していない被保険者に対し督促しているもののうち、高額療養費が未払いとなっているものがあるので対応方法を検討すること。

3 厚生年金基金に関する業務

（1）概要

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき、企業や業界団体が厚生労働大臣の許可を受け、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行い、加入員により手厚い老後保障を行うことを目的として設立する公法人です。

厚生年金基金制度は発足後、生活水準の向上や経緯・投資環境の変化等を踏まえ、制度の充実・改善が図られてきました。平成 14 年 4 月の法律改正から、厚生年金基金は代行部分を国へ返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになっていきます。

なお、平成 25 年の法律改正（以下、「健全化法」（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）という。）により、平成 26 年 4 月以降は、厚生年金基金の新設は認められないこととなっています。

東北厚生局では、東北管内 6 県に所在する厚生年金基金の規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理・認可等や健全化法に基づく厚生年金基金の解散や他制度への移行等にかかる指導及び相談等の業務を行っています。解散した厚生年金基金に対する財産目録等の承認申請時の実地監査を行っています。（参考資料 6（3）参照）

(2) 根拠法令等

- ・ 厚生年金保険法第 178 条、第 179 条、第 180 条
- ・ 厚生年金基金令第 56 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 業務実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
規約変更等認可	651	804	739	548	569
実地指導監査	11	6	8	1	2

4 国民年金基金に関する業務

(1) 概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする給付を支給することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立した公的法人です。

全国の 47 都道府県ごとに設立された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」の 2 種類があります。

地域型基金は、都道府県に住所を有する国民年金第 1 号被保険者が加入でき、職能型基金は、25 職種の国民年金基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金第 1 号被保険者が加入できます。

東北厚生局では、東北管内 6 県に所在する国民年金基金の規約変更認可申請書、規約変更届出書の認可・受理等の業務及び国民年金基金の適正な事業運営を確保するために実地指導監査を行っています。（参考資料 6（4）参照）

(2) 根拠法令等

- ・ 国民年金法第 141 条、第 142 条、第 142 条の 2
- ・ 国民年金基金令第 53 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 81 号、第 718 条第 4 号

(3) 業務実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
規約変更等認可	60	61	66	70	106
実地指導監査	2	2	2	2	2

5 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金とは、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つに大別され、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、東北管内6県に所在する確定給付企業年金を実施している事業主及び企業年金基金（以下、「事業主等」という。）に係る規約承認・認可申請書、規約変更承認・認可申請書、規約変更届出書等の受理・承認・認可等の業務及び基金等の適正な事業運営を確保するため書面または実地等の指導監査業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 確定給付企業年金法第 101 条、第 102 条、第 104 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条第 5 号

(3) 業務実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
規約変更承認 認可等	1106	975	1074	1105	1017
（新規承認）	(111)	(1)	(1)	(3)	(8)
書面監査	24	122	120	120	120
（実地監査）	(6)	(48)	(40)	(40)	(17)

（ ）内は上段の再掲

[指導監査における主な指示事項]

- ・ 規約で引用している労働協約が変更されているにもかかわらず、規約が変更されていないため整合を図ること。
- ・ 規約に従い、裁定請求書には生年月日を証する書類を添付させること。
- ・ 資産運用については、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
- ・ 企業年金等に関する個人情報の取扱いについては、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業員に対し、必要な教育及び研修を実施すること。
- ・ 業務概況の周知については、毎事業年度 1 回以上、加入者に周知すること。

6 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金は、運営形態により企業が実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施し確定給付型企业年金のない従業員や自営業者等が加入する「個人型」があります。いずれも規約を作成し厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額を基に給付額が決定されます。

東北厚生局では、東北管内6県に所在する確定拠出年金を実施している事業所にかかる規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の受理・承認等の業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 確定拠出年金法第 103 条、第 104 条、第 114 条第 3 項
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条 5 号

(3) 業務実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
届出報告等	169	49	40	29	33
（新規承認）	(10)	(8)	(10)	(7)	(10)

（ ）内は上段の再掲